県政調査報告書

平成27年 2月 4日

県議会議長 向 笠 茂 幸 殿

会派名・団長名 自由民主党神奈川県議会議員団 杉山 信雄 (署名又は記名押印) 公 明 党神奈川県議会議員団 鈴木ひでし 県 政 会神奈川県議会議員団 山本 俊昭

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

県政調査を次のとおり美施しましたので、報告いたします。					
1	調査議員	(調査団長) 古沢 時衛			
1		(団 員) 原 聡祐、高橋 栄一郎、あらい 絹世、			
		国松 誠、しきだ 博昭、木村 謙蔵			
		谷口 かずふみ、髙橋 稔			
		馬場一学郎			
2	調査目的	鳥取県手話言語条例制定後における手話関連施策の状況			
		等を調査し、今後の本県における施策推進の参考とする。			
3	3 調査期間 平成26年11月6日				
1	粗木 抽	自玩用			
4	調査地	鳥取県			
5	調査内容	・調査内容は、別添報告書のとおり			
		・経費は、合計599,992円であった。			
		議会			

神奈川県議会 高 27,2,-4 収受 等

県政調査報告書 (鳥取県)

自由民主党神奈川県議会議員団 公 明 党神奈川県議会議員団 県 政 会神奈川県議会議員団

日	程	平成 26 年 11 月 6 日 (木)		
	調査議員	調査団長 古 沢 時 衛		
		団 員 原 聡 祐		
		高 橋 栄一郎		
		あらい 絹 世		
調本業		国 松 誠		
则沮戒		しきだ 博 昭		
		木村謙蔵		
		谷口 かずふみ		
		髙橋 稔		
		馬場学郎		
電 本	調査地	鳥取県庁・鳥取県議会		
一		鳥取県東部聴覚障がい者センター		

I 鳥取県庁・鳥取県議会

■日 時:平成26年11月6日(木) 自:13時15分 至:15時15分

■場 所:鳥取県庁・鳥取県議会(鳥取県鳥取市東町1-220)

■対応者: (鳥取県) 福祉保健部障がい福祉課長 日野力

(鳥取県議会) 副議長 前田八壽彦

(鳥取県議会事務局) 局長 尾坂英己、総務課長 中山みゆき

■調査概要

1 鳥取県手話言語条例の制定趣旨及びその特色について

(1) 条例制定の経緯・背景

条例制定の動きが出てきたのは平成 25 年1月、全日本ろうあ連盟の方が知事に対し、手話言語条例を制定してほしいと要請したことが端緒となった。その後、同年4月に手話に関する支援をしている日本財団から、財政的な面も含めて支援をする、一緒に研究していきたいという話を受け、知事が正式に条例の検討を進めていくことを表明した。

しかし、鳥取県では、それ以前から、手話に関する施策を含め、障害者施策全般 を推進する下地ができていたものと考えられる。

平成 20 年 12 月には、県の総合計画である「鳥取県将来ビジョン」に「手話は、コミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している」と位置付けている。これは計画策定にあたってのタウンミーティングの際に、ろう者の方々から出された意見に基づいて記載したものであるとのことであった。

また、平成 21 年 11 月には、障害者の方と共生する社会を築くためには、まず障害のことを理解する必要があるとの考えに基づき、12 の障害の特性を理解してどのような配慮が必要か、どう対応したらよいのかを学んでいく運動として、「あいサポート運動」を始めている。

さらに、県議会においても、平成 24 年 6 月から、本会議中継の映像に手話通訳 映像を挿入する取組を始めている。

(2) 条例制定の趣旨

鳥取県が予算措置による新規事業の立ち上げではなく、条例を制定した趣旨は、福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広く取組を推進していく必要があると考えたからであるとのことであった。

実際に、条例制定の効果は大きく、 福祉分野以外にも例えば教育委員会な どの協力を得て幅広く施策が展開され ている。



前田副議長から説明を受ける

(3) 条例の特色

ア 第1条「目的」

「手話が言語である」ことを明らかにしている。障害者の権利に関する条約が 批准されていなかった条例制定時の状況において、条例で手話の言語性を認めた 点は、手話言語条例の大きなポイントであるとのことであった。

イ 第6条「県民の役割」

第1項で「県民」に「手話の意義及び基本理念を理解するよう努める」ことを 求めている。手話言語条例であるため、手話の意義を理解することは当然である が、手話を使用するろう者の方の日常生活がどうなのか、どのようなことに困っ ているのかも併せて理解することが重要であると考え、このような努力義務を課 しているとのことであった。

また、第2項では「ろう者」に「手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努める」ことを求めている。手話の普及に関しては、聞こえる人が行うよりもろう者が直接行った方が訴える力が大きいと考え、このような努力義務を課しているとのことであった。

ウ 第8条「計画の策定及び推進」

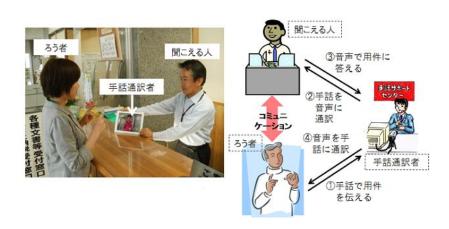
県の障害者計画において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進することとしている。また、外部機関である「手話施策推進協議会」を設置し、計画の策定や変更等に当たって意見を聴くこととしており、PDCAサイクルを回すことを想定している。この計画は現在策定中の段階である。

2 条例化による施策面での充実及び手話の普及に係る施策内容について

(1) ICT を活用した遠隔手話通訳サービス

タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションをとるための仕組みであり、短時間の用事や急に迫られた場面など、手話通訳者の派遣を頼みにくい場面で便利に利用できる。

使用者の方からは、筆談によるコミュニケーションは情報量が少ないので、手話でコミュニケーションがとれると生活が豊かになるという声がある一方、インターネット回線が安定しない、Skype を使用するので画像が荒くなることがあるなどの課題もあるとのことであった。



(2) 学校での手話を学ぶ取組

ア 手話ハンドブックの作成

子どもたちが手話を学ぶ大切さや学びの意欲 を高めるため、「手話ハンドブック(入門編・ 活用編)」を作成し、小・中・高等学校の全生 徒へ配布している。

小中学校は市町村教育委員会が所管している が、手話ハンドブックをを使用して授業に取り 組んでいる学校が相当数出てきているとのこと であった。

イ 手話普及支援員・手話普及コーディネーター 各学校へ「手話普及支援員」を派遣して、学 校での手話学習をサポートしている。



手話ハンドブック

小中学校の教員がすぐに手話学習の先生をできるわけではないので、例えば総 合的な学習の時間に手話普及支援員が手話を教えるなどの役割を担っているとの ことであった。

また、学校窓口と手話普及支援員を繋ぐ役割を担う「手話普及コーディネータ 一」を県教育委員会に配置している。

子どもは覚えるのが非常に早く、また、子どもが覚えるとその親にも影響が出 てくることを考えると、やはり学校での教育は重要であるとのことであった。

(3) 地域、職場での手話の普及

事業者が開催する手話学習会等の支援として、講師にろう者を呼んだり、手話通 訳者を呼んだりする経費を対象に、手話学習会の開催費用を助成している。これま でに約1,350人の方が手話を学習しているとのことであった。

また、手話初心者を対象とした「県民向けミニ手話講座」を計 12 回開催してい る。毎回定員を超えるほどの参加があり、平成25年度は約300人の方が手話を学 習したとのことであった。

このほか、出前講座を実施しており、現在は週1回のペースで様々なところから 依頼を受けて出張しているとのことであった。

(4) 県庁内の手話の取組

ア 手話推進員の配置

各課に「手話推進員」を配置し、各職場での手話学習を推進している。

イ 窓口担当行政職員向け手話研修の開催

県・市町村職員を対象として、手話研修を実施している。ろう者が講師とな り、手話の実技指導だけでなく、ろう者の生活や体験等も併せて学習している。

ウ 教職員研修での手話学習

全ての教職員研修において、手話言語条例を紹介し、県教育センター指導主事 と受講者が手話による簡単なあいさつを一緒に行うなど、教職員の意識の向上を 図る取組を実施している。

エ 知事定例記者会見に手話通訳者を配置

手話による情報発信を強化するため、条例成立直後の知事定例記者会見から手 話通訳者を配置している。

(5) DVD「手話でコミュニケーション」

手話言語条例の普及啓発等を目的として、条例の紹介と簡単な手話表現を解説・紹介するDVDを制作している。

(6) 平成 26 年度の新たな取組

ア 手話パフォーマンス甲子園等の開催

手話による歌、ダンス、劇などのパフォーマンスを競う大会を開催する。10月に予選を開催しており、予想を超える全国 41 校からエントリーがあったとのことであった。上位 20 チームが本選に出場することになっている。

イ 鳥取県手話推進計画の策定

現在、手話推進計画を策定するため、手話施策推進協議会の意見を聴きながら 議論をしている段階である。

ウ 手話通訳者養成の強化、処遇改善

現在、県内 41 名の手話通訳者の登録があるが、条例制定後に派遣依頼が増加していることもあり、手話通訳者が足りていない。まず手話通訳者を希望する人にインセンティブを与えるため、これまでの県の派遣単価 1 時間 2,000 円(交通費別)を 3,000 円に引き上げている。なお、手話通訳者の全国的な派遣単価は 1 時間 2,000 円~2,500 円(交通費込)程度であるとのことで、全国平均と比較すると高額である。

エ 聴覚障害者センター(3か所)の設置

聴覚障害者情報提供施設である聴覚障害者センターを県内3か所に設置している。相談機能や集い・サロンのような機能、聴覚障害者向けの字幕入りDVDや 視聴覚機器の貸し出しなどを行っている。

神奈川県全体でも3か所の設置である。神奈川県と鳥取県の人口比を考えると 手厚く設置されているといえる。

オ 「手話ガイド」の制作

障害者の方にも鳥取県に楽しみに遊びにきてもらうため、観光地をろう者が手 話で案内する動画「手話ガイド」を制作している。

カ 手話普及支援員、手話普及コーディネーターの配置く2(2)参照>

キ 学校教員の手話通信教育、手話検定受講支援制度の創設

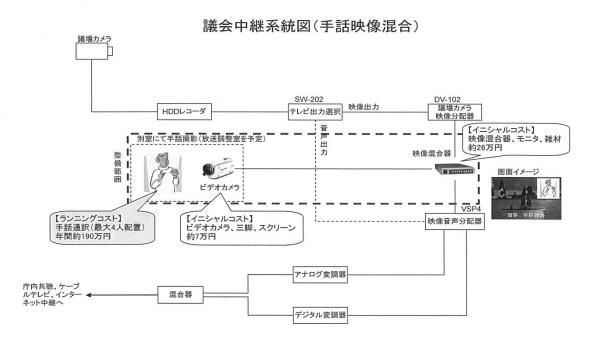
3 県議会での手話に関する取組状況について

(1) 本会議中継への手話通訳映像挿入

本会議中継への手話通訳映像挿入は、手話言語条例制定前の平成 24 年 6 月定例 会から実施している。

ア 方法

「議会中継系統図」のとおり



イ経費

イニシャルコスト	ランニングコスト
○機器等整備費(平成 24 年度)	○手話通訳経費(平成 25 年度実績額)
306,000 円	2, 100, 000 円
(内訳)	(内訳)
・別室で手話通訳者を撮影するためのビ	・手話通訳者派遣契約内容
デオカメラ、三脚、スクリーン	手話通訳者通訳料
・撮影した手話通訳の映像を挿入するた	派遣コーディネート料
めの映像混合機、モニタ など	手話通訳者旅費 実費
	・派遣人数
	会議時間により 2~4人/日

なお、手話通訳者の派遣は、鳥取県聴覚障害者協会に業務委託している。

また、手話通訳者の派遣単価を通常より高く設定しているが、原稿がなく専門的な用語も多いため、手話通訳者に高度な技術が求められているからであるとのことであった。

ウ 経緯

障がい福祉課が所管する鳥取県障害者施策推進協議会の委員から「障がい者の支援に関する施策」について「県議会などのライブ中継を視聴するときに、私たち聴覚障がい者は情報保障ができていない状況である。リアルタイムで情報取得保障ができる環境整備を求める。」との意見が出されたことが端緒となった。

それまで本会議のライブ中継は、CATVとインターネット中継で行っていたものの、文字での会議録がインターネットに公開されるのは約2か月後であった。そこで、リアルタイムで情報取得したいという要望に応えるべく、平成24年2月の議会改革推進会議で協議し、本会議中継の映像中に手話通訳の映像を挿入するための整備を進めることを決定した。

(2) 議場傍聴席での手話通訳

平成 26 年 6 月定例会から、傍聴席 に手話通訳映像用ディスプレイを設置 した。

本会議中継への手話通訳映像挿入以降も、本会議傍聴の際は、別途事前申込みにより手話通訳者を傍聴席に配置していた。しかし、この方式では手話通訳者が多数必要となることから、中継用の手話通訳映像を傍聴席で見ることができるよう傍聴席にディスプレイを設置したものである。これに伴い、



傍聴席の手話通訳映像用ディスプレイ

手話通訳者配置の事前申込みが不要となった。

また、ディスプレイは1台しかないため、多数の傍聴者が来てディスプレイが見にくい場合に備え、貸出用タブレットを5台購入して運用している。

4 条例制定後の変化と課題

(1) 条例制定後の変化

想定した以上に県民の方の意識・関心が高まっている。手話言語条例ができたから少し手話を学んでみようかと考え、公民館などでの手話講座に参加する人が増えており、また、様々なイベントに手話通訳者がしっかりと配置されるようになったとのことであった。

このほか、マスメディアが非常に好意的に報道してくれており、報道が条例の広報に役立っていること、全国の自治体や議会などの問い合わせや行政視察が増えていることなどが挙げられた。

(2) 今後の課題

条例が制定されたからといって、すぐに県民に手話が普及し、地域が変わるわけではなく、やはり地道な取組を継続していかなければならないと考えているとのことであった。

また、現在、鳥取県には、聴覚障害者が約3,000人いるが、そのうちろう者は約500人であり、残り2,500人の方は難聴者、中途失聴者、あるいは盲ろう者などの重複障害の方であることから、手話言語条例制定を一時的なブームで終わらせず、ろう者、中途失聴者、難聴者、盲ろう者などの理解促進にも繋げ、継続的な取組に高めていく必要があると考えているとのことであった。

■ 質疑

1 障がい児・者関連予算の充実について

- 問 手話に関する条例の制定に伴い、他の障害に関する施策の底上げも行う必要がある中、障がい児・者関連予算を充実させることができたとのことであった。現在どこの自治体も財政的に厳しい中、どのようにして予算を充実させることができたのか。
- 答 鳥取県は予算の仕組み上、シーリングが示されることはない。全体の枠の中で年度ごとに優先順位を決めて割り振る方式である。平成 26 年度は障がい児・者関連に優先的に割り振ってもらったものと考えている。

2 事業者への支援について

- 問 条例第 13 条「事業者への支援」に関する規定にも定められているが、ろう者が働きやすい環境づくりは重要であると考えている。鳥取県手話言語条例(仮称)研究会の構成員にも商工会議所の方が入っているなど、事業者との連携の促進が図られているものと思われるが、事業者に対する支援という観点から特徴的な点があれば教えてほしい。
- 答 手話を勉強するために学習会等を開催している事業者は地元の企業が多い。今後 は全国展開している大手の事業者にもアプローチしていく必要があると考えてい る。

また、障害者の雇用について、特に一般雇用の場合、ろう者と他の職員や事業主 との間でトラブルになることがあるので、事業者に対する支援策として、ろうの障 害を理解してもらえるよう普及啓発も強化していく必要があると考えている。

3 小中学校での手話を学ぶ取組について

問 県と市町村の教育委員会が別物であることは、神奈川県も同じである。小中学校の教員も多忙であり、新たに手話の学習をお願いするとなれば教員はさらに多忙になる。悪く言えば余計な仕事はしたがらないという風潮があると思うが、このような中で各市町村教育委員会の足並みは揃っているのか。

答 県教育委員会から市町村教育委員会に対しては、手話言語条例が制定され、手話 ハンドブックも作成しているので、手話学習に取り組んでくださいとお願いをして いる。

各市町村の取組状況は、教育委員会というより各学校の校長の判断で取組に差が 出ている。全校を挙げて取り組んでいる学校もあれば、手話ハンドブックの配布す らされていない学校も一部にはあるようである。

教員の負担感は当然にあると考えている。そこで、手話普及支援員、手話普及コーディネーターによる支援を導入した。「手話の学習は専門家に任せればいい」と考えてもらい、教員の負担感を軽減するための仕組みである。

それでも取り組んでくれない学校もあると思うが、粘り強く働きかけていきたい。

- 問 手話普及支援員は現在どのくらい登録されているのか。また、将来的にはどれくらいまで増やしていきたいと考えているのか。
- 答 現在は県内 80 名が登録している。手話サークルの方、PTAの保護者の方など 様々な方が登録している。

まだ取組が始まったばかりの学校もあり、現在は支援員が足りていないわけではないが、これから普及を推し進めていくことを考えると、倍の 160 名程度は必要であるというのが県教育委員会の見解である。

4 日本財団との関わりについて

- 問 日本財団から協力を得ているとの話があった。財政的な面の支援も含めて日本財団との関わりの状況を教えてほしい。
- 答 日本財団は全日本ろうあ連盟に対し、以前から手話関係の取組の支援をしていた。手話言語法制定の事業でも 全日本ろうあ連盟の支援を行っている。

鳥取県が日本財団から話を受けたときは、財政的な支援のほか、ノウハウの部分も提供すると言ってもらった。そこで、まず鳥取県手話言語条例(仮称)研究会にオブザーバーとして入ってもらい、様々なご意見をいただいた。また、条例関係の取組について、



古沢調査団長による質疑

平成 25 年 9 月に約 2,200 万円の補正予算を組んだが、そのうちの 8 割が日本財団からの助成によるものである。

しかし、日本財団からは、鳥取県は全国初なので支援をさせてもらっているが、 他の自治体では同じように支援するかはわからないという話を聞いている。

5 鳥取県手話施策推進計画について

- 問 鳥取県手話施策推進計画について、計画の策定経過、内容を教えてほしい。
- 答 手話施策推進計画については、現在議論をしているところである。その内容は条例に規定したものとなる。最も大きなポイントは、手話通訳者とその指導者の養成や確保をどのようにやっていくのかであり、目標値を設定して計画に書き込んでいくことになると考えている。このほか、病院での手話通訳など個別の課題、災害対応など意見として挙げられたものを計画に落とし込んでいくことになる。

6 神奈川県に対する助言について

- 問 鳥取県では、障害者権利条約が批准される前に条例を制定したこと、知事提案の 条例であること、この2点が神奈川県と違うところであると考えている。このあた りの違いを踏まえ、神奈川県に対する助言があればお願いしたい。
- 答 やはり執行部、担当部署をどう動かすかが大きなポイントである。執行部をしっかり動かさなければ条例が制定されても中身が伴わないと考えている。

県を挙げて問題に取り組んでいくには、ボトムアップではなかなか難しいので、 いかにしてトップの理解を得るかが鍵である。鳥取県で手話言語条例の取組や障害 者施策が進んでいるのは、知事が障害者施策を進めていこうと言ってくれたからで あると考えている。

トップの理解を求めるに当たって、当事者の声は大きな力になるので、ろう者の 方々にいかに力を発揮してもらうかが重要なポイントであると考えている。



髙橋稔議員による質疑



議場を見学

Ⅱ 鳥取県東部聴覚障がい者センター

■日 時:平成26年11月6日(木) 自:15時45分 至:16時15分

■場 所:鳥取県東部聴覚障がい者センター(鳥取県鳥取市吉方温泉3-701)

■対応者: (鳥取県) 福祉保健部障がい福祉課社会参加推進室係長 秋本大志

(鳥取県東部聴覚障がい者センター) 所長 諸家紀子 (鳥取県中部聴覚障がい者センター) 所長 戸羽伸一

■調査概要

1 鳥取県聴覚障がい者センターの設置状況について

鳥取県では、平成 26 年 4 月、聴覚障害者支援の拠点施設として、東部地区は鳥取市に、中部地区は倉吉市に、西部地区は米子市に聴覚障がい者センターを設置している。

ろう者の生活拠点から施設が遠いと支援を受けることが難しくなることを考慮し、 鳥取県では、ろう者が居慣れた場所で支援を受けることができるよう、県内3か所に 設置したとのことであった。

聴覚障がい者センターでは、手話言語条例が制定されたことから、手話の普及の拠点となることも含め、聴覚障害者支援を充実させることを目的としている。

2 聴覚障害者に対する施策の実施状況について

(1) 聴覚障がい者に対する事業

- ア 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業
- イ 聴覚障がい者相談員設置事業
- ウ 聴覚障がい者生活支援事業
- エ 字幕入りビデオライブラリー貸出事業
- オ 聴覚障がい者用情報提供機器貸出事業

(2) 聴覚障がい者を支援する人材育成事業

- ア 手話通訳者養成研修事業
- イ ステップアップ研修事業
- ウ 手話奉仕員養成研修事業
- 工 要約筆記者養成研修事業



字幕入りビデオライブラリー

(3) 特色

県と県内全市町村から委託事業を引き受けており、県内の格差をなくし、県内どこでも同じサービスを受けられる体制の構築に寄与している。

■質疑

1 ICT を活用した遠隔手話通訳サービスについて

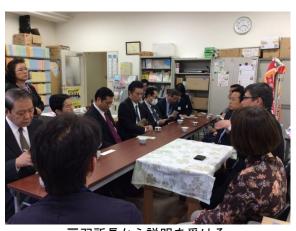
- 問 ICT を活用した遠隔手話通訳サービスについて、現在はモデル事業として行っていると聞いている。今後、本格的な導入に当たっての課題はあるか。
- 答 遠隔手話通訳サービスは西部聴覚障がい者センターが担当しており、2名のオペレーターを配置している。

電波が悪いところで映像の通信が上手くいかないのが課題である。言い方は悪いが鳥取県は田舎なので基地局が少ないのではないか。駅やバスセンターなどWiFiが設置されているところでは問題なく使用できるが、WiFiの設置を広げていくこともなかなか難しいと考えている。

また、ろう者がタブレットの使用に慣れていないことも課題である。今後、タブレットの使用に関する学習なども支援していく必要があると考えている。

2 ろう者による手話の普及等について

- 問 ろう者の方が、手話を教えたり、ろ うという障害の理解を求めたりするな ど、県民への手話の普及啓発を行う活 動はしているのか。
- 答 ろう者の方による手話の普及啓発活動は主に手話学習会を通じて行っている。このほか、聴覚障害者協会が手話フォーラムや手話講習会、その他のイベントを開催して普及啓発を行っている。また、今年は県と聴覚障害者協会の共催で条例制定1周年記念シンポジウムを開催することとしている。



戸羽所長から説明を受ける

3 手話通訳者の派遣・養成について

- 問 個人からの手話通訳者の派遣依頼では多い内容は何か。
- 答病院に通院する際の手話通訳が多い。それは全国どこでも同じだと思う。
- 問 病院などでは手話通訳者の方も専門的な知識が必要であり大変だと思う。県など 行政からの支援で期待していることはあるか。
- 答 手話通訳者の養成に期待している。条例制定後、手話通訳者の派遣依頼が多くなっている。これに伴い、手話通訳者には専門的な知識が求められるようになっており、病院における通訳など対応できる手話通訳者がまだまだ足りていない状況である。

県の事業で手話通訳者のトレーナーをつけてもらっている。手話通訳の現場にトレーナーが同行し、手話通訳者に助言や指導を行ってもらい、手話通訳者からは非常に勉強になるとの声も聞いている。今後も専門的な手話通訳者が増えていくことを期待している。

4 手話通訳士の資格取得に対する支援について

- 問 手話通訳士の国家資格を取得するに当たって、県など行政からの支援はあるのか。
- 答 現在、鳥取県では、手話通訳士を目指す方の支援は行っていない。手話通訳士の 資格があれば、裁判所や政見放送での通訳ができるようになるが、まず県内で手話 を使用しやすい環境をつくるためには手話通訳者が不可欠であるため、手話通訳者 の養成を中心にとらえている。また、手話通訳者が増えてくれば手話通訳士を目指 す方も増えてくるのではないかと考えている。

5 障害者団体同士の連携について

- 問 鳥取県聴覚障害者協会として障害者施策の充実へ向けた県への要望活動などを行う場合、盲ろう者や他の障害を持つ方々とも連携して行っているのか。
- 答 当事者団体同士で連携をとることはあまりない。ただし、県では、手話言語条例 が制定された関係で手話に関する取組だけが進んでいくことは好ましくないと考え ており、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者など障害者の方を集めて要望や意見交 換を行う場を設定している。

6 ろう者の災害時対応について

- 問 鳥取県手話言語条例には「災害」に関する規定がない。今後の対応について教え てほしい。
- 答 ろう者の方から、災害のほか、交通や住まいの関係など生活の中で不安があるという声は聴いているので、条例に基づく手話施策推進計画の中に盛り込むことを検討している。

以上